

## 選挙人名簿抄本閲覧申出書(政治活動)

年 月 日

(あて先) 合志市選挙管理委員会委員長

申出者 氏名

印

住所

(電話番号)

〔申出者が政党その他の政治団体である場合にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記載してください。〕

下記のとおり、政治活動(選挙運動を含む。)をするため、選挙人名簿抄本を閲覧する必要がありますので、閲覧の申出をします。(表面のみ記載してください。裏面は委員会使用欄です。)

1	活動の内容	政治活動(選挙運動を含む。)
2	閲覧事項の利用の目的	(できる限り具体的に記載すること。)
3	閲覧者の氏名及び住所	
4	閲覧事項の管理の方法	(管理体制や破棄の時期、方法等について具体的に記載すること。)
5	閲覧対象者の範囲	
6	閲覧者に関する事項	(閲覧者が申出者が指定する者である場合、その旨を記載すること。申出者が政党その他の政治団体である場合には、併せて、閲覧者が当該政党その他の政治団体の役職員・構成員である旨記載すること。)
申出者が公職の候補者であるとき		
7	立候補しようとする選挙の種類	(現職の場合は、選挙の種類に併せて現職である旨記載すること。)
8	候補者閲覧事項取扱者の指定	別添申出書(様式第2号の2)のとおり、法第28条の2第4項の規定による申出を <input type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない
申出者が政党その他の政治団体であるとき		
9	政治団体閲覧事項取扱者の範囲	
10	承認法人の申出	別添申出書(様式第2号の3)のとおり、法第28条の2第7項の規定による申出を <input type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない
	添付資料の省略の有無	規則第3条の2第2項第2号ロの書類(申出者の政治活動の実績を示す資料)の省略の有無 <input type="checkbox"/> 省略しない <input type="checkbox"/> 省略する(以下を記載できる政党その他の政治団体以外は省略できないので注意) <b>【政党その他の政治団体に所属する現職の議会議員若しくは長の氏名(少なくとも1人)及びその公職の種類】</b>

様式第2号（第4条関係）（裏面）

添付資料確認欄 ※委員会使用欄	申出者が公職の候補者等であるとき <input type="checkbox"/> 公職の候補者となろうとする者であることを示す資料(現職の場合不要) <input type="checkbox"/> 申出の際、明らかにすべき事項を確認するための資料(委員会が求める場合) 申出者が政党その他の政治団体であるとき <input type="checkbox"/> 政治団体届出書の写し <input type="checkbox"/> 申出者の政治活動の実績を示す資料(現職が所属する政党その他の政治団体の場合は省略可) <input type="checkbox"/> 申出の際、明らかにすべき事項を確認するための資料(委員会が求める場合)
身分証明書 確認欄 ※委員会使用欄	規則第3条の2第4項の身分証明書の確認(下記のいずれか) <input type="checkbox"/> 国、地方公共団体発行の写真付き証明書 <input type="checkbox"/> 当委員会発行の照会回答書及び当委員会認定資料

- 備考 1 この様式は、法第28条の2第1項の規定により、公職の候補者等又は政党その他の政治団体が、政治活動(選挙運動を含む。)のために選挙人名簿の抄本の閲覧の申出をする申出書の様式である。
- 2 上記の欄8及び10中の別添申出書の様式は、それぞれ「様式第2号の2」及び「様式第2号の3」とする。

様式第2号の2（第4条関係）

候補者閲覧事項取扱者に関する申出書

年 月 日

（あて先）合志市選挙管理委員会委員長

申出者 氏名  
住所  
（電話番号）

㊟

閲覧事項を申出者及び閲覧者以外の者に取り扱わせる必要があるため、公職選挙法第28条の2第4項の規定に基づき、閲覧事項を取り扱う者として、下記のとおり申し出ます。

氏 名	住 所

承認法人に関する申出書

年 月 日

（あて先）合志市選挙管理委員会委員長

申出者

政党その他の政治団体の名称

代表者の氏名

㊦

主たる事務所の所在地

（電話番号）

閲覧事項を下記の法人に取り扱わせる必要があるため、公職選挙法第28条の2第7項の規定に基づき、下記のとおり申し出ます。

1 法人の名称	
2 法人の代表者の氏名	
3 法人の主たる事務所の所在地	
4 法人に閲覧事項を取り扱わせる事由	（その必要性について具体的に記載すること。）
5 承認法人閲覧事項取扱者の範囲	
6 法人における閲覧事項の管理方法	（管理体制や廃棄の時期、方法等について具体的に記載すること。）
7 閲覧者に関すること	（法第28条の2第9項において読み替えて適用される同条第1項の規定により承認法人閲覧事項取扱者を閲覧者とする場合には、当該閲覧者が法人の役職員又は構成員であって当該法人が指定する者である旨を記載すること。またその者を閲覧申出書3欄にも記入すること。）